

令和 8 年 6 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
6 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 1 5 日(月) 午後 1 時 4 0 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

1 . 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	欠	1 1	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	欠	1 2	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	1 3	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	1 4	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	1 5	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	1 6	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	1 7	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	1 8	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	1 9	今 野 由 喜	出
1 0	鎌 田 宣 義	出			

2 . 出席農地利用最適化推進委員

小高区 時田 幸衣 鹿島区 櫻井 重政 原町区 佐藤 光政

3 . 出席職員

事務局

局 長 戸浪 誠 次 長 大坪 勇彦 主 査 林 雄司
主 査 宮本 達男 副主査 福島 沙奈

農地集積課

主 査 遠藤 昌治 副主査 米本 一樹

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 16 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 17 号 総務企画専門委員会の開催報告について
日程第 5	報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 58 号 農用地利用規程の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 59 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 11	議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 13	議案第 64 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 66 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 68 号 現況確認証明申請について
日程第 18	議案第 69 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

５．会議の概要

（開会 午後１時４０分）

議 長 只今より、令和８年６月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、１番委員、２番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号８番委員、１１番委員、１２番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。５月２８日、福島市において、令和８年度前期農業委員会会長・事務局長研修会に出席いたしました。その際、農業委員会活動の情報発信並びに全国農業新聞の普及推進に尽力した農業委員会に対し、全国農業会議所の植田専務理事から表彰状の授与が行われました。本市では、１７番委員が全国農業新聞情報活動表彰を受賞いたしました。これは、総務企画専門委員長として、本市農業委員全員が全国農業新聞を購読する取組みを行ったことについて表彰されたものです。ほか、研修の中では、令和の米騒動を踏まえた食糧法の見直し、今特別国会での農水省提出法案の審議状況、令和９年農地法制見直しにかかる最新情報等について説明を受けました。また、農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置解消に向けた最新情報として、法令改正による体制の一本化、政令改正による体制の選択制などが検討されているとのことです。現行の定数見直しの可能性もあることから、事務局においては、情報収集とともに改選の仕組みの構築について、我々農業委員、農地利用最適化推進委員の意見も踏まえて、検討を進めてください。

次に、６月４日にＺｏｏｍによるＷｅｂ会議にて、福島県農業者年金協議会第５１回通常総会及び、農業者年金加入推進特別研修会に出席しました。総会においては、先月報告いたしました理事会で協議した議案４件について審議し、いずれも原案にて決定となりました。研修会においては、農業者年金制度の概要をＰＲ動画にて再確認した後、「農業者が知っておきたい経営継承と相続の基本」、「加入推進事例報告」、「福島県における令和８年度加入推進活動の取組み方針」などの説明を受けました。なお、本研修は事務局職員も受講しておりますので、この研修内容を活かし、農業者年金の加入推進について、いっそうの取組みを図ることを期待します。以上をもって、諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第１６号「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 16 号、専決第 8 号についてご説明いたします。議案書の 2 ページから 4 ページになります。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、専決処分により許可指令書を交付した事案が 2 件ありました。これは、令和 8 年 3 月 16 日に開催された定例総会において、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について」審議いただいた案件の事後処理となります。買受適格証明を受けた者が、競売にかけられた農地の最高落札者となったため、改めて農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったものです。申請内容については買受適格証明願のときと変更がなかったため、前回審議で決定したとおり、会長専決により処理いたしました。詳細については整理簿に記載のとおり、令和 8 年 5 月 29 日付けの専決処分であり、同日、申請者に交付いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 17 号「総務企画専門委員会の開催報告について」を議題といたします。総務企画専門委員長からの報告を求めます。

17 番委員 報告第 17 号についてご説明いたします。議案書の 5 ページから 6 ページになります。去る 5 月 15 日午後 2 時 45 分から午後 3 時 15 分まで、協議事項の(1)南相馬市農地利用最適化推進委員の候補者について、(2)その他について総務企画専門委員 10 名、事務局職員 2 名により協議を行いましたので、報告いたします。

 協議内容についてですが、(1)南相馬市農地利用最適化推進委員については、今回応募のあった方について、営農者であること、加えて、地区の農地に精通しており、地域の信頼も厚く積極的に営農に取り組んでいる方であるため、承認することとしました。本日の定例総会で委嘱に関する議案を諮り、農地利用最適化推進委員として委嘱する予定となっております。

 次に、(2)その他については、懇親会について協議を行い、7 月 15 日(水)に開催することとなりましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 18 号についてご説明いたします。議案書の 7 ページから 8 ページになります。今回、7 件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第 57 号について説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の 9 ページから 23 ページまでとなります。対象地区は 5 地区で利用権の設定が 123 件、再転貸が 4 件となります。先ず、議案書の 9 ページ、整理番号 3 番から 4 番につきましては、原町区南部地区における担い手への集積による新規契約となります。同じく、議案書の 9 ページ、整理番号 5 番から 6 番につきましては、原町区高地区における担い手への集積による新規契約となります。

続きまして、議案書の 10 ページから 22 ページ、整理番号 7 番から 123 番につきましては、小高区東部地区における圃場事業の換地に伴う新規契約となります。

続きまして、議案書の 23 ページ、整理番号 1 番から 4 番につきましては、小高区小屋木地区における再転貸契約となります。

いずれの案件も、賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 58 号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。本議案の審議の前に、前回の定例総会において、農用地利用規程の認定及び変更に係る議案審議で、説明を留保していた案件がありますので、説明を求めます。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 令和 8 年 5 月農業委員会定例総会、議案第 46 号質疑への回答ということで、回答書を皆様にお配りいたしました。先月の定例総会におきまして、各地区の集積率についてご質問があったことから、上程しました 5 地区につきまして、公社契約の集積率を表にまとめました。詳細につきましては、回答書をご確認ください。以上です。

議 長 それでは、只今の説明に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、本議案の審議に移ります。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件が 1 件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いします。それではまず、整理番号 3 番を審議いたします。農業委員会法第 31 条の規定により、5 番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。提案者、農地集積課から整理番号 3 番の説明を求めます。

農地集積課 議案第 58 号、整理番号 3 番について、説明いたします。議案書の 48 ページから 59 ページになります。鹿島区右田海老地区において、担い手の法人化に伴いまして、農用地利用規程について改正することの審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、54 ページから 55 ページになります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。5 番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。それでは、残り全部について審議いたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第 5 8 号の残り全部について、一括して説明いたします。2 6 ページから 3 6 ページにつきましては、鹿島区岡和田地区におきまして、担い手減少によります農用地利用規程の改正することの審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、3 1 ページになります。

次に、3 7 ページから 4 7 ページにつきましては、鹿島区八沢第一換地区におきまして、担い手の変更によります農用地利用規程の改正することの審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、4 3 ページになります。

次に、6 0 ページから 7 0 ページにつきましては、小高区小屋木地区におきまして、担い手の法人化に伴いまして、農用地利用規程について改正することの審議を求めるものです。農用地利用規程の変更内容につきましては、6 5 ページになります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 5 9 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第 5 9 号について説明いたします。議案書の 7 1 ページから 7 6 ページ、及び別冊資料の図面のとおりです。農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項において準用

する同規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業委員会へ意見を求めるものとなります。今般の内容ですが、小高区井田川地区につきまして、圃場整備事業の従前地を換地処分前に農用地区域へ編入するものとなります。

なお、本来であれば圃場整備の事業実施前の土地の整理をする段階で農用地の有無を確認し、農振白地につきましては、農用地への編入をするべきでしたが、手続きに遅れが発生したため、このタイミングでの編入に至ったものです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第9、議案第60号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第60号についてご説明いたします。議案書の77ページから79ページになります。申請番号1番から4番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第61号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第61号についてご説明いたします。議案書の80ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりで

す。申請番号 1 番については、貸児童福祉施設等を整備するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、議案第 6 2 号整理番号 1 番の関連であり、既に農地法第 5 条の農地転用許可を受けた案件で、所有権移転は済んでいるものの、事業未完了により登記地目変更が行われていなかった農地について、改めて、既存許可とは別目的で農地転用を申請するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 6 1 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 1 1 日午後 2 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 6 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 2 号についてご説明いたします。議案書の 8 1 ページ、申請番号 1 番について、申請当事者、土地の表示、事業計画変更の事由については、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、本案件は、既に許可を受けているが事業未着手の案件について、事業計画の変更に伴い、敷地面積の増加及び土地利用計画が変更となるものです。

 なお、農地の所有者については既に譲渡人から譲受人に移転しておりますが、地目変更は行われていないため、新たに農地法第 4 条による農地転用が必要となります。新たな農地転用の内容については、議案第 6 1 号申請番号 1 番にて、ご審議いただいたところです。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

15番委員 以前はコロナ禍による資材の手配に支障があったということですが、今回はイラン情勢がありますが大丈夫なのでしょうか。

事務局 変更の主な事由につきましては、コロナ禍に関わる資材高騰等で機を逸してしまったものになります。イラン情勢等による資材高騰の影響ですが、それを踏まえて新しい事業計画を検討し、履行が見込めるということで申請があったところですので、影響はないものと整理しております。以上です。

15番委員 分かりました。

議長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第63号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第63号についてご説明いたします。議案書の82ページから84ページ、申請番号1番から3番について、申請当事者、土地の表示、事業計画変更の事由については、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、いずれの申請においても、営農型太陽光発電施設の太陽光パネル下部で営農する作物を変更するものであり、営農者は備考欄に記載のとおりです。申請番号1番及び3番については、全ての営農作物を変更するものであり、申請番号2番については、一部の営農作物を変更するものです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び2番について、12番委員。

12番委員 先ず、議案第63号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日午後1時より、営農者立ち会いのもと、現地調査を行いました。本件は、本来ヒサキを植えなければならないところ、本榦を植えてしまった案件になります。約3年前にパネル下部に本榦を植えてしまい、根付いている状態ですが、営農者

に確認したところ、県からも根付いているのであれば、事業計画変更で問題ないと合意されているという報告もありました。実際に現地を確認しますと、半分程度本榊が植わっていない箇所がありましたが、こちらについては、許可後に植えるということでした。再来年から出荷となると、半分近く植わっていない状況では難しいため、営農計画書の変更を求めました。変更後の計画書について、確認しましたが内容は妥当と判断しました。また、今後の管理について、現地スタッフとコミュニケーションをとり、管理体制を構築するよう指導しました。

次に、議案第63号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。去る6月9日午後1時より、営農者立ち会いのもと、現地調査を行いました。本件は、本来ヒサカキを植えなければならないところ、ヒサカキと本榊を植えてしまった案件になります。来年からの販売計画となっていますが、栽培計画を見る限り問題ないと判断しました。こちらについても、数本枯れている榊が見受けられ、管理が不十分なため、今後の管理について徹底するよう指導しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、4番委員。

4番委員 議案第63号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る6月9日正午より、営農管理者立ち会いのもと、現地調査を行いました。今回の申請は、農地法第5条の許可された事案でヒサカキを予定していたが、実際には本榊を植えてしまったことに伴う変更申請になります。現地の状況等を調査しました結果、防草シートに本榊が植栽され、周辺の除草も適切に行われていたことから、品種変更に伴う今回の申請は妥当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

15番委員 今回、事業計画変更のあった営農者の圃場について、営農型太陽光発電の下部農地の営農状況のパトロールは行っていたのでしょうか。

事務局 圃場のパトロールについてですが、4月から今般に至るまで現地調査は行われていない状況です。今後、7月下旬から9月にかけて、南相馬市農業委員会と福島県相双農林事務所合同で現地調査を行う計画を立てておりますが、その際に、今まで現地調査した中で、営農状況が悪かった箇所を重点的に確認し、指導対応を行っていく予定です。

15番委員 例年、農地専門委員会を開催し、農地専門委員による現地調査を実施していたと思いますが、今回の事業計画変更は、本榊を植栽してしまった後の申請ということによろしいですか。

事務局 今回の案件は、当初から本榊が植えられていた案件でした。本来はヒサカキを植える計画でしたが、営農者が錯誤し、ヒサカキではなく本榊を植えており、令和6年度の福島県相双農林事務所と南相馬市農業委員会で合同調査した際に、発覚した案件であり、これについての事業計画書の変更もしくは現地の榊の植え替えを指導してきたところですが、福島県相双農林事務所との協議の中で、既に定植して根も張っている状況であるので、植え替えではなく、既存の状態に合わせて計画の変更をするという内容で、今般、3件の変更申請があったところです。

15番委員 今回は、追認的な意味合いの申請ということによろしいですか。

事務局 内容としては、追認の性格が強いものです。

15番委員 承知しました。

議長 本件については、申請とは違うものが植わっていたこと、また、場所によって全く植えられていないことが発見されたため、12番委員より、事業計画書を修正し、未植栽箇所についても植栽するよう指導した内容について審議するものと理解していただければよろしいかと思います。

18番委員 3件とも設定人が違いますが、営農者は一緒なので、3件とも同じ条件で営農してるということでしょうか。

事務局 整理番号1番から3番について、設定人及び被設定人は、それぞれ別人のものとなります。こちらは、太陽光発電に係る発電パネル設置に関わる部分の設定人及び被設定人です。そのパネル下部で営農を行っていくのが、今回の営農者となります。

18番委員 設定人が違うので、管理方法も違うと思います。現在の管理方法は、営農者に任せっきりのように感じます。

事務局 一部繰り返しとなってしまいますが、太陽光パネルを設置するための転用について、今回の設定人及び被設定人から申請があったもので、そのパネル下部で営

農計画を立て営農作業を行うのが、今回の営農者になります。したがって、今回の三つの圃場については、同じような営農計画を立てて行っているため、似通った内容となっています。

18番委員 分かりました。

17番委員 ヒサカキと本榊では、見た目はほとんど変わらないのでしょうか。

事務局 ヒサカキと本榊では一見して見た目は異なります。ギザギザの葉がヒサカキ、真っすぐな葉は本榊となり市場価値が高い榊になります。ただし、おおよその形状及び育成については、似通っていますので仮に間違えて植えたとしても、ほぼ影響なく育つものと聞いております。

17番委員 営農計画書では10アール当たり5,000本を植えることになっていますので、計画内容は遵守し、福島県相双農林事務所なり農地専門委員会でしっかり確認して許可していくようにしていただきたいと思います。

12番委員 今回の現地調査で感じたことは、許可後、植え付けした後に立ち合いによる確認作業がなかったため、今回の問題発生に繋がったと感じました。今後、同じ問題を出さないように、農業委員会としてどのような対策をするか検討する必要があると思います。

事務局 今後の対策についてですが、先ほど、15番委員からもありましたが、農地専門委員会で現地を確認してきた経過があるということでした。また、12番委員からもありましたが、植えてからその後の経過について、確認がとれていなかったのではないかとということですが、これらを踏まえて、先ほど福島県相双農林事務所と南相馬市農業委員会で現地確認を行いますと申しましたが、これに加えて、農地専門委員会の協力もいただきながら、今後の経過について迅速に対応していきたいと考えております。また、お願いにはなりますが、日々の農地パトロールの中でも、営農型太陽光発電が行われている箇所について、現地の様子を確認いただき、日々の報告として四半期ごとの取りまとめで農業委員会事務局まで報告いただけると非常に助かります。

17番委員 改選前は頻繁にパトロールをし、確認していたと思います。榊以外を作付けしている箇所は問題ないのでしょうか。榊は植えっぱなしで問題ないと思いますが、ミョウガなどは収穫し、どの程度の収量だったか、どの程度の売り上げだったか必要だったと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 日々の現地調査となりますと、農業委員会事務局のマンパワーも少ないところですので、毎月対応できているかというところ難しいところです。ただし、営農型太陽光発電につきましては、年に一度、事業の報告書提出が義務付けられています。直近では、2月末締め切りで提出がありました。その中で、当初計画どおり収率を達成しているのか、あるいは達成していないとすれば、どこが問題になっているのか、これらの内容を取りまとめて、福島県相双農林事務所と情報共有し、今後の指導対応について検討しているところです。

議 長 営農型太陽光発電については、審査基準が厳しくなっています。昨今では、FITの認定が取り消された事案もあったところです。いつまでも過去の許可基準のままでは、立ち行かなくなってくる状況にあることをご承知おきください。

議 長 そのほかございますか。

15番委員 今後は、定期的にパトロールする体制を構築し、監視体制を徹底することを条件とし、今回は許可でということによろしいと思います。

議 長 そのほかございますか。

事務局 農地専門委員会で強化すべき必要な措置について、今後検討しながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 そのほかございますか。

14番委員 営農型太陽光発電事業を実施する場合、太陽光パネルを設置する者と営農者が異なる形でも許可になるのでしょうか。

事務局 営農型太陽光発電設備の太陽光パネルを設置する段階で、下部でこういった作物をどういった計画で栽培するのか、資料を提出し、それを込みで営農型太陽光発電ができるかどうか審査いたします。そこで、営農計画については、内容の担保がとれているものと思われます。

14番委員 今回の案件は仕方ないと思いますが、今後は報告回数を増やすなど事業者へ指導すべきだと思います。

12番委員 昨年の農地利用状況調査の中で、営農型太陽光発電についても現地調査してき

ましたが、残念ながらしっかり管理されているところは少ないと感じました。今後は、農業委員会として定期的にパトロールし、厳しく管理していった方がいいと思います。

議 長 先ほど事務局から説明がありましたように、農地専門委員会を中心に詳細を検討し、実施していくという内容であれば問題ないと思います。

14番委員 栽培実績報告書が提出されているのであれば、共有していただきたいと思います。

事務局 毎年、農業委員会事務局には、栽培実績報告書の提出がありますが、その内容について、委員の皆様には報告しておりませんでした。こちらについては、今後、皆様にお示しして、どこを重点的に見なければいけないのか、議論ができればと思います。その際は、農地専門委員会の委員長を含めまして、皆様のご協力が大変重要となりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 そのほかございますか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。ただし、管理の強化については、農地専門委員会で検討の上、実施していくことを付帯事項として申し上げておきます。

議 長 次に、日程第13、議案第64号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第64号についてご説明いたします。議案書の85ページ、申請番号1番から2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は、記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号1番については、専用住宅を建築するものであり、申請地近くに住む両親に子育てを手伝ってもらうため、また将来的に両親の介護が必要となる見込みであり、その際の移動の便利のため、申請地の転用許可を受けるものです。

 申請番号2番については、申請地付近での戸建住宅の需要に応えるため、建売住宅を建築、販売する目的で、申請地の転用許可を受けるものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番及び 2 番について、5 番委員。

5 番委員 議案第 6 4 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 5 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 11 日午後 4 時頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、議案第 6 4 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 6 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 9 日午後 1 時頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 6 5 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 5 号についてご説明いたします。議案書の 8 6 ページから 8 8 ページ、申請番号 1 番から 7 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、いずれの申請も、比較的小規模な野立型の太陽光発電設備の建築に係るものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 6 5 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 7 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 11 日午後 1 時 3 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を

調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 6 5 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 8 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 1 1 日午前 1 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番及び 4 番について、1 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第 6 5 号申請番号 3 番について、1 番委員が欠席のため、事務局より現地調査の報告をいたします。現地案内図は 9 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 8 日午前 1 0 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断したとの報告を受けております。

次に、議案第 6 5 号申請番号 4 番について、1 番委員が欠席のため、事務局より現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 0 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 8 日午前 1 0 時 1 5 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断したとの報告を受けております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 5 番について、1 3 番委員。

1 3 番委員 議案第 6 5 号申請番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 8 日午前 1 0 時 3 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 6 番及び 7 番について、11 番委員。

11 番委員 議案第 65 号申請番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 12 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 8 日午前 10 時 30 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、議案第 65 号申請番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 13 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 8 日午前 10 時 45 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

4 番委員 申請番号 1 番から 7 番について、農地面積と転用面積が同数になっていますが、全面積を転用するというのでしょうか。

また、1,000 m^2 を超える転用面積となっていますが、面積の制限はないのでしょうか。

事務局 農地面積と転用面積がイコールのものについては、該当の土地の全面積について、転用を行うことになります。

また、転用面積の制限ですが、許可基準上は特段面積の上限はありませんが、面積が大きくなるに従い、許可権者が市から県、3,000 m^2 を超えると常設審議委員会に諮るといった形で手続きが増えていきます。

4 番委員 住宅の場合は 500 m^2 以下と面積の制限があると思いますが、太陽光発電の場合は面積の制限はないということになりますか。

事務局 太陽光発電に関しては、特段面積の制限はありません。

また、住宅については、一般住宅であれば概ね 500 m^2 が上限、農家住宅であれば概ね 1,000 m^2 が上限となります。

4 番委員 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 66 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 66 号についてご説明いたします。議案書の 89 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号 1 番については、農振農用地区域内に、3 年間の一時転用により駐車場を造成するものです。なお、被設定人は、当該許可期間中に、本設となる駐車場を確保する予定であることを申し添えます。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、14 番委員。

14 番委員 議案第 66 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 14 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 9 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 67 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 67 号についてご説明いたします。議案書の 90 ページから 91 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、いずれの申請も、比較的小規模な野立型の太陽光発電設備の建築に係るものであり、地上権を設定するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 67 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 15 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 9 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、6 番委員。

6 番委員 議案第 67 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 16 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 12 日午前 10 時 20 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、登記簿を確認しますと、この土地は令和 5 年 11 月 30 日に設定人が父から贈与を受けたものであり、農地法第 3 条の許可要件の中で、3 年 3 作以上耕作することとなっているにも関わらず、まだ 3 年を経過していない状況になっています。このことについて、皆様のご意見をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、1 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第 67 号申請番号 3 番について、1 番委員が欠席のため、事務局より現地調査の報告をいたします。現地案内図は 17 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 6 月 8 日午前 10 時 30 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士が

らの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断したとの報告を受けております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 先ず、申請番号 1 番及び 3 番に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、申請番号 1 番及び 3 番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。申請番号 2 番については、6 番委員から意見がありましたので、事務局の見解を述べてください。

事務局 従来、農地法第 3 条の所有権移転ないし、賃借権等の設定を行うときには、向こう 3 年間 3 作以上の作付けをすることを、委員の皆様にご確認をとっていただいた上で、許可相当という整理をまいりました。この件についてですが、令和 4 年に農林水産省から農地法上の許可の取り扱いの簡素化について、通達があったところですが、その中に 3 年 3 作を条件として許可要件を設定している農業委員会が全国に多数ありますが、実はこの取り扱いについては、法令上の規定のない慣例的なものだったという扱いでした。実際に全国の農業委員会で、3 年 3 作を前提の下で許可を出している運用があります。こちらについて、どう整理するか福島県にも照会したところ、許可を行うべきか否かという取り扱いとなると、法的に根拠がないものについては、対抗できないので許可を出さざるを得ない。ただし、各農業委員会で強制力がない行政指導として 3 年 3 作を指導する分には問題はないという回答がありました。3 年 3 作を満たしていなくても、制度上許可を出さざるを得ない、ただし、これを認めてしまうと取得後にすぐ転用し、農地法第 3 条の許可の趣旨である農地を農地として扱うことから許可をするという部分が、蔑ろになりかねないため、各農業委員会等については、これらを勘案した上で法的な対抗力はないものの、3 年 3 作について指導しているところです。以上が、県と整理した内容になります。

6 番委員 分かりました。

議 長 それでは、只今の事務局の見解に対しまして、質疑等あれば発言を願います。

1 3 番委員 今までに許可を出す場合、申請者に 3 年 3 作してくださいとお願いしてきました。今後、強制できないとなると、対応を統一できるのか、または、各委員の判断に委ねるのか、南相馬市農業委員会としての見解をお聞かせください。

事務局 南相馬市農業委員会としての対応については、現段階では回答することは難しいですが、この内容について県の担当部局と協議をし、分かり次第、今後の方向性を含めた回答をさせていただければと思います。

13番委員 来月にも同様の案件が出てくることが想定されるので、早急な対応が必要だと思います。現状では、南相馬市農業委員会として見解が出せないため、各委員の判断に委ねられることになってしまいます。来月にも同様の案件があった場合、各委員の判断がバラバラでは、南相馬市農業委員会としても対応に苦慮するのではないのでしょうか。

事務局 3年3作の取り扱いについては、法的な根拠がないという現状を踏まえて、ご対応をお願いできればと考えております。また、改めて県の担当部局と協議した結果を皆様方にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の発言について、方法は二つあると思います。まず、今回は継続案件として保留し、来月までに県と協議をして結論を出していただき、その内容に従って審議するという考え方が一つあります。もう一つは、各委員の判断ということがありましたので、農業委員の総意としてどうするか、皆さんの意見を聞いて決め、本日結論を出すという二通りの考え方があると思いますので、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

15番委員 県との協議が整い次第、再協議するという事で、今回の継続案件として保留すべきだと思います。

議長 そのほかございますか。

17番委員 継続審議ということでもいいと思います。今まで、農地法第3条の調査をする場合、必ず3年3作以上の作付けをお願いしてきた経過がありますので、継続案件とし慎重に取り扱った方がいいかと思います。

議長 そのほかございますか。

14番委員 法的に根拠がないのであれば、3年3作以上の作付けを指導しないということで統一すべきだと思います。

議長 そのほかございますか。

13番委員 我々委員が気がかりなのは、訴訟を起こされる危険性があるということです。最終的に、農業委員会の見解がないままに各委員の判断で行った場合、訴訟を受けて対応するのは我々委員になってしまいます。対抗要件が法的にないのであれば、このまま進めるのは無理がありますので、対応方をお決めいただければと思います。

議 長 そのほかございますか。

4番委員 13番委員がおっしゃるとおり、法的根拠がない状況で許可できないというのは、行政上難しいので許可せざるを得ないと思います。

議 長 事務局として、来月までに県の見解を求められる見込みはありますか。

事務局 3年3作については、法的な根拠等がないことを踏まえつつ、県の担当部局にも改めて確認をとり、来月の定例総会にお伝えしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 今後の方向性は事務局で検討していただき、本案件については法的な根拠がないため、許可相当とすることでよろしいですか。質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第68号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第68号についてご説明いたします。議案書の92ページ、申請番号1番から2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号1番の1筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番から2番について、現地調査委員代表の1番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第 6 8 号申請番号 1 番から 2 番について、現地調査委員が欠席のため、事務局より現地調査の報告をいたします。去る 6 月 5 日午後 1 時 3 0 分より、農業委員 1 名、推進委員 2 名、事務局 1 名、合計 4 名で現地調査を行いました。申請番号 1 番について、報告いたします。現地案内図は 1 8 ページです。申請のあった 8 筆のうち、沼北の 1 筆は、草刈り等されており農地として利用可能なことから、農地と判断しました。残り 7 筆は、全面に雑木が生い茂り農地の様相ではないため、非農地と判断しました。

次に申請番号 2 番について、報告いたします。現地案内図は 1 9 ページです。住宅を建築した際に残った小面積の農地であり、狭小地のため農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

以上 2 件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 8、議案第 6 9 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 6 9 号についてご説明いたします。議案書の 9 3 ページになります。農業委員会等に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により、農地利用最適化推進委員の募集をしたところ、以下のとおり応募がありましたので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により、委嘱することについて承認を求めるものであります。担当地区は東部地区となっており、令和 7 年 9 月に農地利用最適化推進委員の逝去を受け、事務局で募集について調整したところ、記載の者から応募がありました。任期については、農業委員会にて同意した日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告３件及び議案１３件、合わせて１６件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、６月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（閉会 午後３時３７分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和８年６月１５日

議事録署名人（８番・マエタ イチロウ）

議事録署名人（１１番・イノウエ ジュンコ）

議事録署名人（１２番・スギモト マサヒロ）
